

【災害事例1】

事業場内の倉庫内でメンテナンス作業中、クレーンが停止したため、被災者は停止した原因となったものを搬出した。その後クレーンの運転を再開したところ、ガーダ付近にいた被災者がクレーンガーダと建屋構造物（*災1）に挟まれ被災した。

*災1の離隔距離は10cm未満だった。

【災害事例2】

作業員2名が工場に設置された天井クレーンのガーダに備えた歩道上で作業中、作動試験でクレーンを走行させるため歩道上の作業員に座るよう指示しクレーンを走行させていたところ、被災者が立ち上がり、工場建屋の梁とクレーンの制御盤との間（*災2）に頭部を挟まれ死亡した。

*災2は離隔距離0.4m未満だった（クレーン則第13条は適用除外）。

性能検査では、クレーン則第13条の措置が適切でない場合、完全な合格は見込めません。
有効期間の更新に影響することもあります。

安全措置の確保を含め、クレーンの改造・修繕・休止等を行う場合、所轄の労働基準監督署（以下「所轄署」）へ所定の手続きが必要になることがあります。

休止報告や変更届などの
所轄署への届出は、窓口のほか
電子申請でもできるよ！

神奈川労働局サイト

安全衛生関係
（災害防止対策、手続等）



お問い合わせは
お近くの労働局、労働基準監督署へ